

高知県生殖医療懇話会 会則

第1章 総則

第1条 本会は高知県生殖医療懇話会と称する。

第2条 本会の事務局は高知大学医学部産科婦人科教室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は生殖医療の向上に関する知識・情報の交流を図り、医学の研究を推進することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 各種の学術集会調査・研究
3. 教育研修の実施
4. 診療におけるネットワークの構築
5. 関係諸団体との連携による活動
6. その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員は高知県の施設に属しており、生殖医療に興味を持たれている医療従事者に限る。

会員は本会の目的に賛同する医療従事者、臨床検査技師、またはその他の研究者であり入会したものを会員、本会の趣旨に賛同・協力する団体等を賛助会員とする。

第6条 学術集会等に参加し、所定の参加費を支払い会費を納入したものを会員とする。

第7条 本会への賛助・協力を希望する団体等の入会は、世話人会の承認を得なければならない。

第8条 本会の名誉を傷つけ、本会会則に背く行為のあった会員は代表世話人、世話人会の儀を経て除名されることがある。

第4章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----------------|
| 代表世話人 | 1名 |
| 当番世話人 | 1名 (会毎に世話人より選任) |
| 世話人 | 数名 |
| 会計監事 | 1名 |

第10条 代表世話人は、本会を代表し会務を総括し、総会・世話人会において議長となる。代表世話人欠席の折は、当番世話人が代行する。

第11条 世話人は世話人会を組織して、本会事業の執行を図り、庶務・会計・編集・

教育研修・調査研究などの業務・活動を分担する。

第12条 世話人会は、代表世話人、当番世話人、世話人、会計監事を組織して、重要事項を審議する。

第13条 会計監事は本会の会計を監査し業務執行状況を監査する。

第14条 役員の任期は、代表世話人、世話人、会計監事はいずれも2ヵ年とする。ただし再選は妨げない。

第15条 当番世話人の任期は、前回の懇話会、学術集会が終了した時点から主催する懇話会、学術集会が終了するまでとし、当番メーカーと共催する。

第5章 部会

第16条 本会の目的遂行のために部会を設ける事が出来る。細目は別に定める。

第6章 会議

第17条 世話人会は過半数の出席により成立する。また議決は出席者の過半数をもってする。

第18条 次の事項は世話人会にはかり承認を得なければならない。

1. 会則の変更
2. 予算・決算
3. 役員の新任及び変更
4. 世話人会において付議することを適当と決めた事項

第19条 世話人会は年1回開催し、必要に応じ別途当番世話人が召集する。

第7章 会計

第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第21条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもって支弁する。

第8章 改組・解散

第22条 本会の改組・解散は、世話人会において2/3以上の賛成投票により決議される。

第23条 解散後の残余財産は、世話人会の議決を経て、生殖医療発展に寄与するものに活用する。

第9章 付則

第24条 この会則は、平成21年1月1日から施行されるものとする。